

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	日本生命保険相互会社
住所	大阪府大阪府中央区今橋3丁目5番12号
計画期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
基準年度(*1)	平成元年度～令和3年度 (平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	生命保険業(郵便保険業、生命保険再保険業を除く) (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：6711)
事業の概要	生命保険業(免許に基づく保険の引受けおよび資産の運用)および付随業務(他の保険会社その金融業を行う者の業務の代理または事務の代行等)

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>弊社は、経営会議の諮問機関として、「サステナビリティ委員会」を設置し、全社取り組み方針(グループ会社の取り組みを含む)の策定、サステナビリティ重要課題への取り組み状況の確認、対外開示に関する対応方針の策定などを任務としている。</p>
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	5,495 t-CO ₂	5,385 t-CO ₂	2.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		5,385 t-CO ₂	2.0 %
目標設定の考え方	省エネ法の削減目標である年平均1%に準じ、3年度間の計画期間において基準年度(前計画期間の排出量平均値)に対し、平均値で2%の削減を目標に設定する。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元～令和3年度 (平均値)	令和4～令和6年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
生命保険業 (郵便保険業、生命保険再保険業を除く)	0.0617	0.06047	2.0 %
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	事業所の増減があっても取組み結果が適正に反映されるように延床面積を原単位の分母とし、省エネ法の削減目標である年平均1%に準じ、3年度間の計画期間において基準年度(前計画期間の原単位平均値)に対し、平均値で2%の削減を目標に設定する。 延床面積(基準年度(令和3年度):84,925㎡)		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

温室効果ガス排出量抑制のため下記項目を実施。

- ・ 不使用室や不使用区画の消灯
- ・ 共用部空調設定温度の適正化
- ・ テナントへ省エネ協力依頼ビラの配布(照明の不要箇所や不要時間帯の消灯及び間引き、未使用機器の待機電力抑制、パソコンの省エネ設定、空調設定温度の適正化等)
- ・ 省エネポスターの掲示
- ・ 省エネ型空調機への更新を段階的に実施
- ・ 照明器具のLED化を段階的に実施

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

弊社は2001年に「環境憲章」を制定し、日本生命だけでなく、グループ会社やビジネスパートナーとともに、企業の社会的責任として地球環境を保護し次世代へ引き継いでいくことを目的に資源・エネルギーの効率的活用に努めている。
一方、(公財)ニッセイ緑の財団や(公財)日本生命財団とともに社会貢献活動における環境取組も推進している。

5 その他の取組

1992(平成4)年度に職員参加型の植樹活動をスタートし、“ニッセイの森”は、全国46都道府県の203カ所に拡がり、植えた苗木は137万本を超えている。また、国有林の“ニッセイの森”だけでなく、緑化への取組を積極的に実施している自治体と協力し、公園や埋立地での植樹や里山整備活動にも力を入れている。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。